

主催：株式会社HELLO base  
(連続講座：初めてでもわかる相続・事業承継 9／12)

# 遺産分割と生命保険契約に関する権利

令和7年6月23日（月）



税理士法人レディング 代表  
税理士・公認会計士 木下勇人

2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会麹町支部所属。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。2021年6月東京事務所を四ツ谷（麹町支部へ転籍）へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めてまいります。



代表社員：木下 勇人

税理士  
公認会計士  
不動産鑑定士 第2次試験合格  
宅地建物取引士  
ファイナンシャル・プランナー



代表社員：木村 英幸

税理士  
行政書士

## ■ 税理士法人レディング 基本データ

■東京事務所（他に名古屋事務所、つくば事務所あり）  
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-13-1 ハイツ六番町501  
TEL : 03-6265-4903 FAX : 03-6265-4904  
URL : <https://www.leding.or.jp> Email : [info@leding.or.jp](mailto:info@leding.or.jp)

・相続対策

・事業承継対策

クライアント毎への当てはめ

## 3. 節税対策

### 2. 納税資金対策

分割調整資金対策

### 1. 「争続」対策

### 0. 認知症リスク

感情論

# 遺産分割の基本と生命保険の位置付け

	遺言	生命保険
受取人指定	○ (※)	○
承継可能財産	全ての資産	現金 (保険金請求権)
特別受益の持ち戻し (民法903)	有	無 (原則)
遺留分算定基礎への持ち戻し (民法1044)		
相続放棄での受領	不可	可

※特定遺贈に限る

## ■ポイント

→ すべては「受取人固有の財産」(最判昭和40年2月2日)に起因する！

- 特に下2つは特筆に値する機能といえます。
- 事業承継の現場において、相続放棄（場合によっては限定承認）の適用場面も今後は検討可能性がある。

## ■ ポイント

→ すべては「受取人固有の財産」(最判昭和40年2月2日) に起因する！

最高裁判所は、「保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない。」（最高裁昭和40年2月2日判決）との判断を示している。

→ ただし、一定の場合には、特別受益の対象となる可能性があり、その場合には遺産分割において考慮される余地が残ります（最決平成16年10月29日）。

# 昭和40年2月2日 最高裁第三小法廷

## 裁判例結果詳細

統合検索	最高裁判所 判例集	高等裁判所 判例集	下級裁判所 裁判例速報	行政事件 裁判例集	労働事件 裁判例集	知的財産 裁判例集
------	--------------	--------------	----------------	--------------	--------------	--------------

### 最高裁判所判例集

[▶検索結果一覧表示画面へ戻る](#)

事件番号	昭和36(才)1028
事件名	保険金請求
裁判年月日	昭和40年2月2日
法廷名	最高裁判所第三小法廷
裁判種別	判決
結果	棄却
判例集等巻・号・頁	民集 第19巻1号1頁

出典：裁判所HP

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=57731](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=57731)

原審裁判所名	東京高等裁判所
原審事件番号	
原審裁判年月日	昭和36年6月28日

判示事項	<p>一 保険金受取人を「被保険者死亡の場合はその相続人」と指定したときの養老保険契約の性質。</p> <p>二 前項の場合における保険金請求権の帰属。</p>
裁判要旨	<p>一 養老保険契約において被保険者死亡の場合の保険金受取人が単に「被保険者死亡の場合はその相続人」と指定されたときは、特段の事情のないかぎり、右契約は、被保険者死亡の時における相続人たるべき者を受取人として特に指定したいわゆる「他人のための保険契約」と解するのが相当である。</p> <p>二 前項の場合には、当該保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に、右相続人たるべき者の固有財産となり、被保険者の遺産より離脱しているものと解すべきである。</p>
参照法条	商法675条、民法896条
全文	<a href="#">全文</a> 

出典：裁判所HP

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=57731](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=57731)

Q.生命保険金は受取人固有の財産とよくききますが、その根拠・留意点を教えてください。

A.生命保険金は相続財産ではなく受取人固有の財産となります（最判昭和40年2月2日）。そのため、遺産分割の対象から除外されますが、保険金受取人が指定されていなかった場合には、保険約款等の規定を確認する必要があります。

ただし、一定の場合には、特別受益の対象となる可能性があり、その場合には遺産分割において考慮される余地が残ります（最決平成16年10月29日）。

# 生命保険金は特別受益？

## ■ 特別受益の対象財産（民法903①）

1. 遺贈
2. 婚姻のための贈与
3. 養子縁組のための贈与
4. 生計の資本としての贈与  
(子供が独立して別世帯を持つための不動産・営業権・農地等の贈与)

→ 「遺産」の前渡し分であるため、遺産分割や遺留分算定においては、**持ち戻す**  
→ **生命保険金も特別受益財産に準じた扱いかどうか？**

# 特別受益・遺留分算定基礎財産への戻し（条文）

（特別受益者の相続分）

第九百三条 **共同相続人中に**、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、**被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし**、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 **被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。**

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

第千四十四条 贈与は、相続開始前的一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。

2 第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 **相続人に対する贈与についての第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。**

# 生命保険金は特別受益？

■最高裁 平成16年10月29日決定

## 裁判要旨

被相続人を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人とする養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないが、①保険金の額、②この額の遺産の総額に対する比率、③保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、④各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、特別受益に準じて持戻しの対象となる。

## ■上記取扱い

原則 : 生命保険金は特別受益とはならない

特段の事情があれば : 生命保険金は特別受益に準じて持ち戻す

# 生命保険金は特別受益？

■「特段の事情」とは？

- ① **保険金の額**
- ② **保険金の遺産に総額に対する比率**
- ③ **保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係  
(同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど)**
- ④ **各相続人の生活実態等の諸般の事情を考慮**

→ **総合的に判断（全体判断）**

+ a

→ **「保険料」と「保険金」の間の実質的な等価性（直接判断）**

# 生命保険金は特別受益？

## ■全体判断

- ① 保険金の額
- ② 保険金の遺産に総額に対する比率

$$\text{生命保険金} / \text{相続財産総額} \times 100 = 50\text{～}60\%$$

- ③ 保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係  
(同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど)
- ④ 各相続人の生活実態等の諸般の事情を考慮

## ■直接判断

「保険料」と「保険金」との間の実質的「等価性」があるかないかの判断

- 一時払い保険料 = 死亡保険金
- 月（年）支払い保険料 ≠ 死亡保険金

# 生命保険金は特別受益？

## ■最高裁 平成16年10月29日判例以降の判例

1. 東京高等裁判所 平成17年10月27日判決  
→ **持ち戻しの対象とする**
2. 名古屋高等裁判所 平成18年3月27日判決  
→ **持ち戻しの対象とする**
3. 東京地方裁判所 平成25年10月28日判決  
→ **持ち戻しの対象としない**

## 裁判例結果詳細

統合検索	最高裁判所 判例集	高等裁判所 判例集	下級裁判所 裁判例速報	行政事件 裁判例集	労働事件 裁判例集	知的財産 裁判例集
------	--------------	--------------	----------------	--------------	--------------	--------------

### 最高裁判所判例集

[▶検索結果一覧表示画面へ戻る](#)

事件番号	平成16(許)11
事件名	遺産分割及び寄与分を定める処分審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件
裁判年月日	平成16年10月29日
法廷名	最高裁判所第二小法廷
裁判種別	決定
結果	棄却
判例集等巻・号・頁	民集 第58巻7号1979頁

出典：裁判所HP

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=52421](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52421)

# 平成16年10月29日 最高裁第二小法廷



原審裁判所名	大阪高等裁判所
原審事件番号	平成15(ラ)953
原審裁判年月日	平成16年5月10日

判示事項	被相続人を保険契約者及び被保険者とし共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人とする養老保険契約に基づく死亡保険金請求権と民法903条
裁判要旨	被相続人を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人とする養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないが、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率、保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人ととの間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、特別受益に準じて持戻しの対象となる。
参照法条	民法903条、商法673条、商法675条1項
全文	<a href="#">全文</a> 

出典：裁判所HP

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=52421](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52421)

Leding all right reserved

無断転載を禁ずる

# 生命保険契約に関する法的権利

保険法は、保険契約に関する一般的なルールを定めた法律です。この法律には、**保険契約の締結から終了までの間における、保険契約における関係者の権利義務等**が定められています。

このような保険契約に関するルールは、従来は商法の中に定められていましたが、商法の保険契約に関する規定は、1899(明治32)年の商法制定後、100年近くにわたり、実質的な改正がなされていませんでした。そのため、表記は片仮名・文語体のままであり、また、現在広く普及している傷害疾病保険に関する規定が存在せず、現在の保険制度に適合しない内容となっている等の問題があったことから、現代社会に合った適切なものとする必要がありました。そこで、今回、この商法の保険契約に関する規定を全面的に見直し、独立した法律にしたもののが新しい保険法です。

保険法は、**2010(平成22)年4月1日**から施行されています。

## 遺産分割と生命保険契約に関する権利

Q.生命保険契約に関する権利は保険事故発生前の契約であるため、解約返戻金相当額で評価することは理解できるのですが、遺産分割の対象となるか否か、混乱することがあります。この点につき、詳細に教えてください。また、生命保険契約に関する権利を使った生命保険提案があれば教えてください。

A.生命保険契約に関する権利の評価方法は、相続開始時点における解約返戻金相当額となります（評基通214）。ただし、加減算項目がありますので、注意を要します。相続税法上、評価の対象となるのは、被相続人が保険料負担をしているものに限られます。

次に遺産分割の対象となるか否かについては、契約形態によって異なります。また、生命保険契約に関する権利を使った生命保険提案としては、二次相続における生命保険金の非課税財産の活用が考えられます。

## 相続税法 第3条

1

一二 省略

三 **相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（解約返戻金等の支払いがない生命保険契約を除く）で被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるもの**がある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が**負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で、当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額**に対する割合に相当する部分

- 生命保険契約において保険料を支払う義務を負う者を保険契約者という（保険法2③）
- **遺産分割協議の対象外（遺産分割することなしに契約者が承継する）**
- 特別受益に該当するか、検証の必要あり

## 財産評価基本通達

214 相続開始の時において、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、**相続開始の時において当該契約を解約とした場合に支払われこととなる解約返戻金の額**（解約返戻金のほかに支払われこととなる前納保険料の金額、剩余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。

# 遺産分割と生命保険契約に関する権利

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人	長男	長男	長男の相続人

→ 年払、10年のうち10年支払う

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人	長男	長男	長男の相続人

→ 年払、10年のうち6年支払う

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人 途中から長男	長男	長男	長男の相続人

→ 残り4年を支払う

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」（ただし、支払対応分）

# 遺産分割と生命保険契約に関する権利

保険料負担者	契約者	被保険者	受取人
被相続人	被相続人	相続人 <b>その他</b>	被相続人

→ 被相続人の相続時に被相続人の「**本来財産**」

→ 遺産分割協議の対象

## 財産評価基本通達

214 相続開始の時において、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、**相続開始の時において当該契約を解約するとした場合に支払われこととなる解約返戻金の額**（解約返戻金のほかに支払われこととなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。

# 遺産分割と生命保険契約に関する権利

## 保険契約者等の異動に関する調書（相法59②）

第八号書式

保険契約者等の異動に関する調書					
<input type="radio"/>	新保険契約者等	住所 (居所) 又は 所在地	氏名 又は 名 称		
	死亡した保険契約者等				
	被保険者等				
解約返戻金相当額 円		既払込保険料等の総額 円		死亡した保険契約者等の 払込保険料等 円	
評価日	1 保険契約者等の死亡日 2 契約者変更の効力発生日	保険契約者等の 死 亡 日	年 月 日		(摘要) (年 月 日提出)
保険等の 種類		契約者変更の 効力 発 生 日			
保険会社等	所在地				
	名称			法人番号	

## 【照会要旨】

生命保険契約について、契約者変更があった場合には、生命保険契約に関する権利の贈与があつたものとして、その権利の価額に相当する金額について新しく契約者となった者に対し、贈与税の課税が行われることになりますか。

## 【回答要旨】

相続税法は、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨規定しており、保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的に意義のあるものとは考えておらず、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとしています。

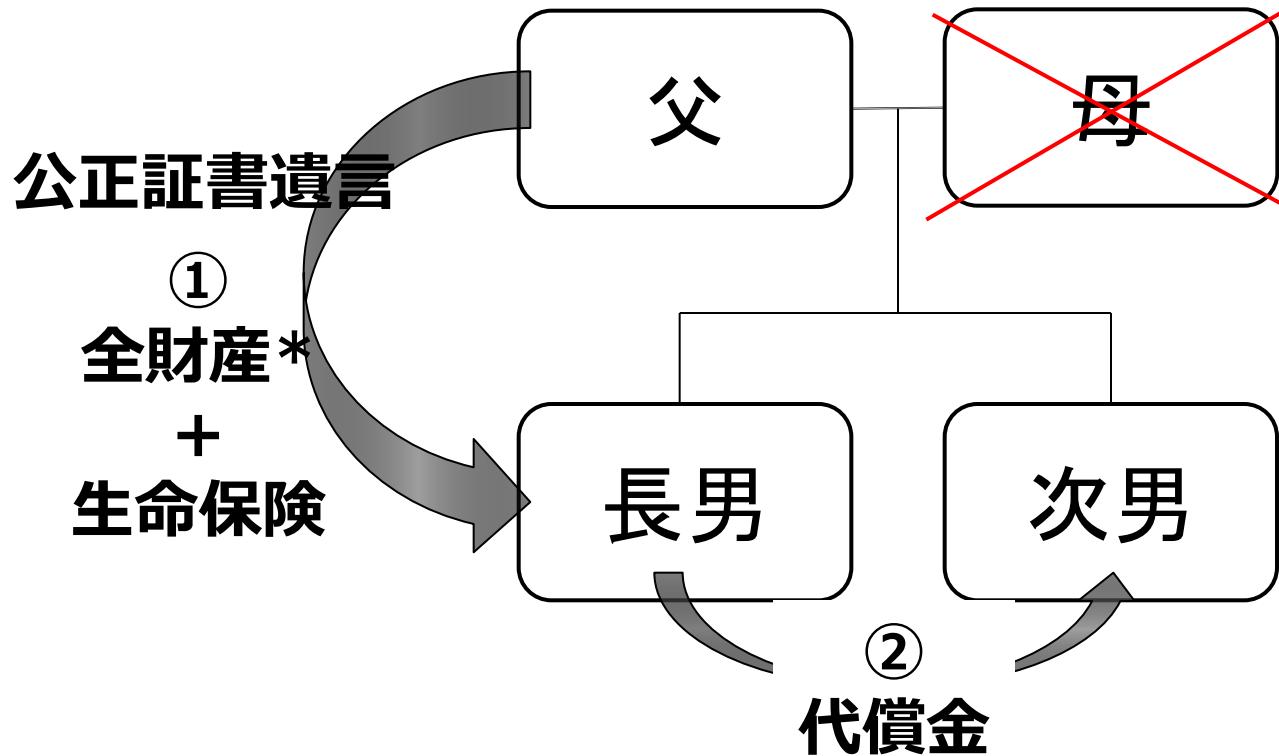
したがって、契約者の変更があつてもその変更に対して贈与税が課せられることはございません。ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。

## 【関係法令通達】

相続税法第5条第2項

相続税法基本通達3-36

# 遺産分割協議と生命保険の調整



\*土地、建物、預貯金、借入金etc

# 生命保険を使った「争」族対策

父 → 長男 (100%相続させる旨の遺言)

		長男	次男
自宅	3,000万円	3,000万円	
預貯金	2,000万円	2,000万円	
基礎控除	▲4,200万円		
	800万円	400万円	400万円
相続税総額	80万円	40万円	40万円
納付額	80万円	<b>80万円</b>	

遺留分	1,250万円
算定基礎	5,000万円

父 → 長男 (100%相続させる旨の遺言)

		長男	次男
自宅	3,000万円	3,000万円	
預貯金	1,000万円	1,000万円	
生命保険	1,000万円	1,000万円	
非課税枠	▲1,000万円		
基礎控除	▲4,200万円		
	0万円	0万円	0万円
相続税総額	0万円	0万円	0万円
納付額	0万円	<b>0万円</b>	

遺留分	1,000万円
算定基礎	4,000万円

受け取った生命保険金1,000万円を遺留分対策資金とする。



LINE公式のご案内

## 「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」

税理士法人レディングではLINE公式「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」にて、相続・事業承継に関する情報やセミナー等のご案内をさせていただいております。

～こんな情報をお届けします！～

- ・相続・事業承継に関する実務家向け情報
- ・税理士法人レディング主催のセミナー情報
- ・その他のお役立ち情報

実務に  
役立つ情報を  
お届けします！



こちらからご登録をお願いいたします⇒